

# 年金 だより



## 国民年金保険の後納制度

過去5年分まで国民年金保険料が納められます

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかつた方が受給資格を得られる可能性があります。詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」(0570-003-004) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

### 後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

◎保険料を納付することにより、年金を受けるために必要な資格を得られる可能性がある

◎保険料を納付することにより、将来受け取る年金額が増額する

〈1ヶ月分の後納保険料を納付することにより、増額する老齢基礎年金の目安〉

779,300円(平成29年4月時点の満額の年金額)

480カ月(40年×12カ月)

≒ 年額で **1,624円 増額**

### 後納制度をご利用いただける方

1. 20歳以上60歳未満で、5年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方
2. 60歳以上65歳未満の方で、上記1.の期間のほか任意加入期間中に納め忘れのある方
3. 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格が無く任意加入中の方など

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申込みできません。

※特定期間となっている期間は特例追納をご利用下さい。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で  
受けつけています。お気軽にご相談ください。



#### ◆問い合わせ先

秋田年金事務所 ☎018-865-2392

琴丘総合支所地域生活係 ☎0185-87-3516

健康推進課国保年金係

☎0185-85-2137

山本総合支所地域生活係

☎0185-83-2115

### 三種町消防団 新団員募集



地域の防災リーダーとして、将来の担い手となる若い力を募集します。

意欲のある方をお待ちしています。

◆問い合わせ先 町民生活課 消防防災係  
☎85-4823

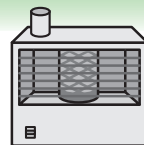
広告

### ストーブの分解掃除はお済みですか?

(ストーブ掃除を2,3年以上してない方)

※分解掃除をすることで最適な状態で、故障が少なくストーブを長持ちさせ燃料の節約になります。

(FF、床暖、ポット式ストーブ 他)



(有)三善電機商会 山本郡三種町森岳字東田19  
☎0185-83-2018